

令和5年度 白鷹町青少年国際交流事業の参加者募集

～異文化に触れ、可能性を広げよう～

町では、心の豊かさと国際感覚を養うとともに、明確な自己表現力を培い、国際社会に適応する能力や資質の向上を図り国際性豊かな人材を育成することを目的に、町立白鷹中学校に在籍する中学生及び県立荒砥高等学校に在籍する高校生に海外で学習する機会を設けています。

現地の学生との交流やホームステイ、世界遺産の見学など、異文化へ挑戦し白鷹町との違いを見付けることで、自分の世界（考え）を広げてみよう。



ホストファミリーは優しく迎えてくれるよ



募集要項

●事業の目的

心の豊かさと国際感覚を養うとともに、明確な自己表現力を培い、国際社会に適応する能力や資質の向上を図り国際性豊かな人材を育成する。

●場所 オーストラリア(ケアンズ)

●内容

ホームステイ、体験・交流学习や施設見学を行います。また、海外留学前の事前研修会、海外留学後の報告会を予定しています。

●留学期間 11月13日(月)～18日(土)

●対象

町立白鷹中学校に在籍する中学3年生 8名

県立荒砥高等学校に在籍する高校生 4名

※現地の学校交流の参加条件：コロナワクチン

2回以上接種者で接種証明が必要です。

※引率者男女1名ずつ、添乗員1名を予定。

●費用

直接研修費は「白鷹人育成基金」を活用し実施しますが、国内での食事代やパスポート発行などについては、参加者負担となります。

▷公費負担：直接研修費（航空券代金、宿泊費、現地交通費、現地食事代、通訳費用、研修費用、添乗員同行費用等）

▷参加者負担：直接研修費以外（パスポート発行代、ビザ取得代、国内での食事代、旅行保険代等）

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

教育委員会 学校教育係 ☎85-6144

教科書展示会を行います

新しい学習指導要領に則った令和6年度から使用する小学校用教科書の展示会です。令和5年度は小学校用教科書の採択を行うこととしており、今回展示するものの中から使用する教科書を採択します。

●場所と日時

①白鷹町立図書館 6月15日(木)～28日(水)
午前9時～午後4時45分(休館日は除く)

②置賜総合支庁西置賜地域振興局5階教育相談室(教科書センター) 6月16日(金)～30日(金)
午前9時～午後4時45分(土日は除く)

【問い合わせ】教育委員会学校教育係☎85-6144

医療証について

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担軽減のため、医療費のうち、自己負担分の一部を助成する制度です。

	⑧ 重度心身障がい(児)者医療証	⑨ ひとり親家庭等医療証	⑩ 子育て支援医療証 しらかや元気っ子事業の医療証
対象となる方	<p>■障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級 ⑤公的年金各法の障害等級1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ身体障害者手帳3級</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。 ※本人または扶養者に所得税が課税されている場合は自己負担額(負担割合:1割)が発生します。</p>	<p>■18歳以下の児童を扶養している方およびその児童で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者のいない方およびその児童 ②配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方およびその児童 ③父母のいない18歳以下の児童 ④「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に基づく法律(DV防止法)」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方およびその方に扶養されている児童</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。</p>	<p>■白鷹町にお住まいの高校3年生相当年齢までの方(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。</p> <p>■就学のため町外に住所を移した上記年齢までの方で、保護者の住所が白鷹町にある方</p>
申請に必要なもの	<p>・保険証 ・対象となることを確認できる下記の手帳など 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書</p>	<p>・対象となる方の保険証 ※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります。(就労証明書など)</p>	<p>・お子さんの保険証 ※新規該当者の方(出生、転入)は申請が必要になります。</p>
	<p>★マイナンバーを確認できるものをお持ちください。 ★前年または前々年の所得額、所得税額のわかるものが必要になる場合があります。</p>		



重度心身障がい(児)者医療証(⑧)およびひとり親家庭等医療証(⑨)の更新について

現在交付している重度心身障がい(児)者医療証およびひとり親家庭等医療証の有効期限は令和5年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認の上、手続きをしてください。

▶更新の時期 **6月19日(月)～26日(月)**
更新手続きのご案内は6月中旬頃郵送いたします。
※なお、新規の申請は随時受け付けています。

【医療証の申請窓口・問い合わせ】

役場1階 町民課国保医療係 ☎85-6130